

旧〔令和元年6月24日まで〕

法第21条 大規模の建築物の主要構造部等

高さ・軒高〔法第21条第1項〕

(法第21条第1項本文)

木造建築物等で、

①高さ>13m 又は ②軒高>9m

耐火構造
又は
耐火性能検証法

(※)木造建築物等：自重・積載荷重を支える柱・梁等が可燃材料のもの(令第109条の4)

(法第21条第1項ただし書き、令第129条の2の3)

令第129条の2の3第2項 倉庫・自動車車庫等の用途に供するものを除く

第1項第一号イ	地階を除く階数が3以下	→	法第21条緩和
第1項第一号ロ	1時間準耐火構造		
第1項第一号ハ	建築物の周囲に3m通路(道路面を除く)又は200㎡区画	→	法第21条緩和
第1項第二号	令第46条2項一号イ・ロ 大断面集成材		
第1項第二号	令第115条の2第1項(第一号・第三号を除く)		

延べ面積〔法21条第2項〕

(法第21条第2項)

木造建築物等で、延べ面積>3,000㎡

耐火構造
又は
耐火性能検証法

3,000㎡区画
(令第109条の5、H27告示250号)

(※)木造建築物等：自重・積載荷重を支える柱・梁等が可燃材料のもの(令第109条の4)